

令和5年度南北交流促進事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東播磨流域文化協議会（以下「協議会」という。）における南北交流促進事業負担金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、負担金の交付等に関する必要な事項を定める。

(負担金の交付対象)

第2条 協議会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を負担するものとし、当該負担の対象となる事業の目的及び内容、負担金の額等に関しては、次に掲げるとおりとする。

(1) 目的

東播磨地域又は北播磨地域の内外の人々の交流を促進する事業（営利目的や政治・宗教的な普及活動等を除く。）のうち、協議会の目的に合致するものについて、経費の全部又は一部を負担することにより、魅力ある地域づくりを推進する。

(2) 対象者

東播磨地域又は北播磨地域に活動拠点を置く団体。なお、協議会の構成団体に限らず、複数の団体が集まった連合組織や、地域団体がいろいろな主体とともにつくる実行委員会組織も含むものとする。

(3) 対象経費

対象となる経費は次のとおりとする。

<対象経費>

- ①謝金等（講演会や研修会等における講師の謝金や旅費）
- ②印刷費（印刷製本、事業チラシ、会議資料印刷代）
- ③消耗品費（文具代、活動に要する資材）
- ④通信費（郵券代、電話代）
- ⑤委託料（会場設営、音響・照明等専門業者に委託する場合）
- ⑥備品購入費
- ⑦保険料（イベント保険、ボランティア保険）
- ⑧その他必要と認められる経費

<対象外経費>

- ①食料費
- ②人件費（研修会等で実施団体のメンバーが講師を行う場合の謝金も含む）
- ③模擬店等において、営利を目的とした物の材料費
- ④参加者記念品代、景品代
- ⑤領収書がない等使途不明なもの
- ⑥団体の行う経常的・日常的な活動経費や、維持運営費（団体の総会費用など）

(4) 負担金額

事業の負担金額は、予算の範囲内とし、1団体当たりの上限額は50万円とする。

(負担金の交付申請)

第3条 前条の負担金の交付を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を作成し、協議会に提出しなければならない。

- (1) 提出書類　　負担金交付申請書（様式1-1）、事業計画書（様式1-2）、
　　団体概要、役員の名簿、事業概要の分かる資料等
- (2) 提出期限　　協議会長が別途定める日

(負担金の交付の決定)

第4条 協議会長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る負担金を交付すべきものと認めたときは、負担金の交付の決定を行い、負担金交付決定通知書（別紙1）により当該負担金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(負担事業の着手制限)

第5条 負担金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けるより前に事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第6条 負担事業者は、第4条の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(負担事業の変更)

第7条 負担事業者は、事業内容の変更を行おうとする場合（事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で事業計画の細部を変更する場合を除く。）は、負担金変更交付申請書（様式2-1）及び事業変更計画書（様式2-2）を作成し、協議会に提出しなければならない。

2 協議会長は、前項の申請があったときは、第4条の規定に準じ決定を行い、その旨を負担金交付決定変更通知書（別紙2）により、当該申請者に通知するものとする。

(負担事業の中止又は廃止)

第8条 負担事業者は、事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、負担事業中止（廃止）承認申請書（様式3）を作成し、協議会に提出しなければならない。

2 協議会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を負担事業中止（廃止）承認通知書（別紙3）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 負担事業者は、負担事業が完了したときは、次のとおり報告書類を作成し、協議会に提出しなければならない。

(1) 提出書類 負担事業実績報告書（様式4-1）、事業結果報告書（様式4-2）、
報告写真、作成冊子等、領収書、
負担金請求書（様式5-1）、委任状（様式5-2）

(2) 提出期限 事業完了後30日以内又は令和6年4月10日のいずれか早い日
※但し、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

2 協議会長は、前項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金額確定通知書（別紙4）により当該負担事業者に通知するものとする。

3 協議会長は、確定した負担金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(負担金の請求)

第10条 協議会長は、前条第2項の額の確定を行ったのち、負担事業者から提出される負担金請求書により負担金を交付する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行し、同年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する事業について適用する。
- 2 交付決定前にあらかじめ協議会長に協議した事業については、第5条の規定は適用しない。

(事務局)

◆兵庫県東播磨県民局 地域振興室 県民課内
(所管市町：明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)
〒675-8566 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
TEL : 079-421-9290 (直通) FAX : 079-424-9977

◆兵庫県北播磨県民局 県民交流室 県民商工・観光課内
(所管市町：西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿 1075-2
TEL : 0795-42-9412 (直通) FAX : 0795-42-7535